

平成 17 年 6 月 9 日

国 土 交 通 省
総合政策局建設業課
(財)建設業振興基金
(財)建設経済研究所

**「地域における中小・中堅建設業の新分野進出／経営統合等促進モデル構築支援事業」
募集要項**

本事業は、(財)建設業振興基金及び(財)建設経済研究所が国土交通省からの委託事業として、「地域における中小・中堅建設業の経営革新促進モデル構築支援事業」(以下、経営革新促進モデル事業)を実施するにあたり、下記の通り公募を行うものです。

記

1. 事業の目的

建設業は、国民生活の質の向上及び国民経済の発展の基盤である住宅・社会資本の整備の直接の担い手であるとともに、国民総生産・全産業就業者数の1割を占める基幹産業です。しかしながら、近年、建設投資が急速に減少する中で深刻な過剰供給構造となっており、受注の減少、収益性の低下等により厳しい経営環境が続いています。

過当競争がこのまま続いた場合、「効率的かつ適正な施工を通じた住宅・社会資本の提供」という建設業の基本的な使命を果たすことが困難になるおそれがあります。また、基幹産業である建設業が衰退することで、地域の経済・雇用に悪影響を及ぼし、ひいては、大都市圏と地方圏との格差が拡大される懸念があることから、建設業の再生を図ることは喫緊の課題であるといえます。

このため、建設業の再生に向けて、入札・契約制度の改革を通じて、不良・不適格業者の排除の徹底やダンピング受注の防止などを図り、公正な競争環境を整備するとともに、新分野進出や経営統合など経営革新の取組みを通じて経営体質を強化することにより、技術と経営に優れた企業が生き残り、伸びることができる環境を整備していくことが重要です。

本事業は、地域の中小・中堅建設業が行う新分野進出、企業間連携、経営

統合などの経営革新の取組みで、一定の要件を満たすものに焦点を当て、こうした取組みの定着に向けたモデルケースと認められる事業を対象に公募を実施して先導的な事例を発掘し、当該事業を推進、広く普及・啓発を図ることにより、中小・中堅建設業の経営革新の取組みの促進・定着を目指すものです。

2. 概要

経営の効率化や経営基盤の強化などを目指す事業者が行う新分野進出や経営統合などの経営革新の取組みで、その内容が新規性、生産性の向上、実現の確実性など一定の要件を満たし、地域における中小・中堅建設業による経営革新のモデルケースと認められる事業を対象に公募を実施し、優れたモデルの発掘を行います。

なお、本事業は調査委託事業であり、支援の対象となった事業者に対し、事業の実施内容とその評価・分析、問題点と講じた解決策の内容等についての調査を委託します。事業者から提出される調査結果報告を踏まえ、広く中小・中堅建設業者の経営の効率化、経営基盤の強化等に向けた取組みの参考となる事項を検討し、その成果を広く普及・啓発します。

3. 事業の対象

本事業においては、以下に例示するような事業について、「事業計画策定段階（事業化を視野に入れて調査活動を行うものを含みます。）」または「事業着手段階」にあるものであって、事業者が明確な目的意識を持ち、かつ十分に事業実施能力および体制を備えているものを対象とします。

なお、「経営統合」の取組みについては、その取組みが「事業実施段階」（直近2～3年の間に経営統合が行われ、新たな経営形態のもとで事業を遂行している）のものであっても、その取組み内容の詳細な報告や効果の検証を行うものであれば、本事業の対象といたします。

【事業の例示】

□新分野進出

建設業で培った技術・ノウハウや自社の経営資源を活用して新たな事業分野へ進出する以下のような取組み

- ・ 農業分野への進出〔農地リース方式による参入、コントラクター業務への参入〕
- ・ 福祉分野への進出〔介護施設の設置・運営、福祉機器の製造・販売〕
- ・ 環境分野への進出〔土壌浄化技術の実用化、建築廃材の再資源化〕

など

□企業間連携

経営の効率化に向けて、同業種あるいは他業種の企業と事業の一部を協業化する以下のような取組み

- ・ フランチャイズの結成
- ・ 積算・設計の共同化
- ・ 資機材の共同調達・共同配送
- ・ 新技術・新工法の共同開発

など

□経営統合

経営基盤の強化のため、合併、持株会社の設立、営業の譲受け、協業組合の設立などの組織再編を行う際の以下のような取組み

- ・ 再建計画の策定
- ・ 再編相手企業（パートナー）の発掘
- ・ 再編後の事業計画の策定
- ・ システム統合

など

□その他、経営の効率化・経営基盤の強化につながると認められる取組み

4. 事業者の条件

公募の対象となる事業者は、地域に経営基盤を置く中小・中堅建設業者又は複数の中小・中堅建設業者（企業グループ）とします。

なお、企業グループの中に他の産業分野に属する事業者がいる場合も対象とします（建設業者がグループ内で主たる役割を担っていることを条件とします）。

5. 支援の内容

本事業は、選定された事業に係る調査・計画策定費や外部の専門家等のアドバイザーを活用した場合の諸謝金など、関連経費の一部を初年度のみ負担するものです（なお、「経営統合」の取組みで、「事業実施段階」のものについては、原則として報告書の作成に係る経費となります）。なお、選定された事業者は、平成18年1月末までに、事業結果についての報告書を、（財）建設業振興基金〔新分野進出〕又は（財）建設経済研究所〔経営統合等〕に提出していただきます。

契約形態については、（財）建設業振興基金〔新分野進出〕又は（財）建設経済研究所〔経営統合等〕と事業者による受委託契約となり、当方による経費の負担は、事業実施委託契約の締結日以降、平成18年1月末までに支出が発生するものを対象とします。

なお、支援の金額は1件あたり概ね2～4百万円程度とし、具体的な金額については、事業計画と支援要望額の内容を精査の上決定します。

6. 応募書類の提出方法

定められた応募書類を（財）建設業振興基金に4部郵送で提出して下さい（公募締切日当日の消印まで有効）。封書表には、朱書きで「新分野進出／経営統合等促進モデル構築支援事業申請書 在中」と明記して下さい。

なお、提出された応募書類の内容等に不明な点がある場合には、担当職員が問い合わせをする場合があります。

提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却いたしませんのでご留意下さい。

【応募書類の提出先】

（財）建設業振興基金に応募書類4部を原則として郵送で提出してください。持参される場合は、同基金宛に予めご連絡下さい。なお、提出いただいた応募書類のうち1部については、同基金より、事業者または幹事企業を所管する地方整備局等（末尾参照）に送付します。

（財）建設業振興基金 構造改善センター

〒105-0001

東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館6階

7. 公募期間

平成17年6月9日（木）～平成17年7月20日（水）〔当日消印有効〕

8. 審査方法と審査の観点

審査委員会を設置し、書類審査、事業者へのヒアリング審査を経て、モデル事業（者）を決定します（審査の都合上、ヒアリング審査後に追加資料の作成をご依頼することがあります）。審査結果については、申請者に書面で通知します。

＜審査の観点＞

審査にあたっては、以下の諸点を重視します。

- ・ アイディア・工夫に富むなど新規性があり、中小・中堅建設業の経営革新の取組みを促進するモデルとなることが期待できる事業であること。
- ・ 他の事業者への応用性が高く、波及効果が見込める事業であること。
- ・ 生産性の向上や業務の効率化などのプラスの効果が見込まれる事業であること。
- ・ 事業者の経営状態に問題がなく、専門家を活用するなど計画を確実に実行できる体制が整備されている事業であること。
- ・ 実施スケジュールが明示されており、モデル事業終了後も自助努力により継続的に行われる見込みがある事業であること。
- ・ 地域の経済・社会の活性化に資すると期待できる事業であること。
- ・ 内容の情報公開・活用等について了解している事業であること。

9. 選定された場合の留意点

本事業に選定された場合の留意点については、選定決定後に当方より改めて説明いたしますが、予め以下の諸点にご留意ください。

- ・ 本事業の実施に係る経費は事業者側で立替払いをし、それを証明する経理書類を提出し確認された後に、（財）建設業振興基金又は（財）建設経済研究所から事業者に出金されること。
- ・ 選定事業者は、事業の実施内容とその評価・分析、問題点と講じた解決策の内容等を取りまとめた報告書を平成18年1月末までに提出すること。
- ・ 選定事業者は、事業実施に係る経費を証明する経理書類を事業終了後5年間保管すること。
- ・ 選定事業者は、本事業の評価・検証のため、事業終了後2年間程度事業の実施状況について、当方より必要に応じ問い合わせをする可能性がある

こと。

10. 本件に関する問い合わせ先

◆新分野進出

(財) 建設業振興基金 構造改善センター

電話：03-5473-4572 (担当：畑田、長谷川、河原)

◆経営統合等

(財) 建設経済研究所

電話：03-3433-5240 (担当：渡邊、野渡)

《各地方整備局等の所管地域》

連絡先	担当課	住所	電話	所管地域
(財) 建設業振興基金	構造改善センター	〒105-0001 港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館6階	03-5473-4572	
(財) 建設経済研究所	—	〒105-0003 港区西新橋3-25-33 NP御成門ビル8階	03-3433-5240	
北海道開発局	事業振興部 建設産業課	〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎	011-709-2311	北海道
東北地方整備局	建政部 計画・建設産業課	〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15	022-225-2171	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関東地方整備局	建政部 建設産業第一課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-601-3151	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・長野
北陸地方整備局	建政部 計画・建設産業課	〒951-8505 新潟市白山浦1-425-2	025-266-1171	新潟・富山・石川
中部地方整備局	建政部 建設産業課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-953-8572	岐阜・静岡・愛知・三重
近畿地方整備局	建政部 建設産業課	〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	06-6942-1141	福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国地方整備局	建政部 計画・建設産業課	〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15	082-221-9231	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国地方整備局	建政部 計画・建設産業課	〒760-8544 高松市福岡町4-26-32	087-851-8061	徳島・香川・愛媛・高知
九州地方整備局	建政部 計画・建設産業課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	092-471-6331	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
沖縄総合事務局	開発建設部 地方計画室	〒900-8530 那覇市前島2-21-7 カサセン沖縄ビル	098-866-0031	沖縄

以上